

豊浦地域資源活用型新商品開発業務 仕様書（プロポーザル用）

1 業務の名称

豊浦地域資源活用型新商品開発業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本市では、川棚温泉エリアを周遊型・滞在型観光地に転換するとともに、川棚温泉エリアが豊浦地域全体を活性化させる先駆けとなることを目標に、豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生計画を作成し、地方創生・地域再生に取り組んでいるところである。

本業務では、豊浦町に関連する地域資源を活用した新商品を開発し、販売する仕組みを構築することで、にぎわいの面だけでなく経済的にも地域の活性化に寄与し、エリア再生を加速させることを目的とする。

3 業務の対象地域（履行場所）

下関市豊浦町全域

4 業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 納入場所

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

6 豊浦地域資源活用型新商品開発に係る提案に関して

- （1）本業務において、「豊浦地域資源」とは、豊浦町で生産されている農水産物及び加工品等のもとより、製造や販売される場所、新商品のネーミングやまつわるストーリーなど、豊浦地域の活性化に資すると判断できるものすべてを指すものとする。
- （2）本業務は、「新商品に関して、何を使って、誰が作って、誰が売って、誰が儲かって、地域がどう活性化するか」という全体の枠組み（スキーム）を構築し、実際にそれを実行することを主たる目的とする。（委託料により物品を開発・製造し、市に納入することが目的でないことに注意。）

- (3) 新商品に関する枠組みを構築・実行することが主たる業務であるため、提案の時点では、新商品のイメージや方向性を示すもので構わない。ただし、具体的な提案を妨げるものではない。
- (4) 開発する新商品は、豊浦町の活性化にプラスの影響を与えることを容易に説明できる商品でなければならない。
- (5) ノベルティグッズのように配布して終わりとならないように、中長期的な視点を持ちつつ新商品開発の提案を行うこと。
- (6) 開発する新商品の数は、複数であってもよい。
- (7) 本業務で開発した新商品の販売等において、損害が発生した場合においても市はその責任を負わない。

7 業務内容

受託者は、本業務の目的等を十分理解し、豊浦地域資源活用型新商品開発に係る下記の全ての業務を行うものとする。

- (1) 全体枠組み（スキーム）の構築及びそれに係る調整
- (2) 新商品の考案（原材料、製造方法の選定等を含む）
- (3) ステークホルダー（利害関係者）との交渉・調整
- (3) 販売経路、コストの試算・検討
- (4) 販売の実証
- (5) 広報・PRの実施
- (6) その他運営管理

8 成果品に係る注意事項

開発した新商品を市に大量に納める必要はない（試作品等を適量納める程度）
ただし、豊浦町及びその他のプロモーションに活用する必要がある時は、協力すること。

9 特記事項

- (1) 「個人情報の取扱い」については、別記1「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (2) 「環境に関する配慮事項」については、別記2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

- (3)「下関市暴力団排除条例による措置」については、別記3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の委託者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、委託者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。
- (4) 業務の実施に当たっては、委託者との協議に基づき受託者が作成する業務のスケジュールを遵守し、実施の日時を委託者と事前に調整すること。また、やむを得ない事由により、業務のスケジュール、業務の内容等を変更する必要があるときは、事前に委託者と協議すること。
- (5) 業務の過程で得た情報、データ若しくは資料又は受託者が作成した資料を、業務目的以外の目的で使用し、又は、第三者に漏らさないこと。
- (6) 委託者が必要と認め、かつ、その要求に応じることが可能なときは、業務の履行期間中であっても、成果物その他委託者が必要と認める資料の一部を提出すること。
- (7) 業務を完了したときは、遅滞なく、成果報告書、成果物、実施の状況が分かる資料その他委託者が必要と認める資料を下関市役所豊浦総合支所地域政策課に提出し、総合的な報告を行うこと。
- (8) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (9) 業務の実施に要する費用については、全て委託者が支払う委託料で賄うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定すること。
- (11) 本仕様書について疑義が生じたときは、委託者と協議の上、解決すること。

以上